

特定政策課題の解決に資する規制の特例措置の提案について

1. 概況

先般9月5日に、「地域再生法の一部を改正する法律」が公布され、地域の少子高齢化への対応等全国に共通する重要課題の解決に資する地域の取組（特定地域再生事業）について、国として重点的かつ総合的に支援する「特定地域再生制度（別紙1）」が創設されました。

全国の地域の活性化の推進に当たっては、特定政策課題の解決を重点的に進めることが重要であり、その解決に当たっては、構造改革特区制度による規制の特例措置と特定地域再生制度による支援措置とを一体的に活用すること（両制度の連携）により、一層の相乗効果が期待されることから、特定政策課題の解決に資する規制の特例措置の提案については、関係府省との調整を重点的に進めることとしております。また、「特定地域再生事業費補助金（別紙2）」の選定に際して「規制の特例措置」を一体的に活用する計画については一定の評価（評価点の加算等）を行うこととしております。

2. 規制の特例措置の提案時の添付資料

特定政策課題の解決に資する規制の特例措置の提案に当たっては、以下に掲げる2点の資料を提出いただくことを検討しています。

なお、様式は特に定めません。

- ① 提案する「規制の特例措置」が、特定政策課題の解決を図る上で重要な役割（例えば、規制の特例措置を実現することにより特定政策課題の解決に寄与すること等）を果たすことを説明する書面。（A4：1～2枚）
- ② 提案する「規制の特例措置」について、地方公共団体主催による関係者の協議が行われ、合意が得られたものであることを説明する書面。（A4：1～2枚）
この書面には、協議の主催者、参加した関係者（関係者に漏れがないことの説明を含む）、協議の経緯、合意の内容、合意日が明記されていること。

3. 今後のスケジュール案(今後変更の可能性あり)

(1) 平成24年度の特定政策課題に係る規制の特例措置と特定地域再生事業

- 9月13日 規制の特例措置の事前相談開始
 - 9月下旬～10月上旬 平成24年度補助金受付（2週間程度を予定）
 - 10月上旬 規制の特例措置の提案受付（1週間程度を予定）
 - 10月中旬～11月上旬 特定地域再生計画の受付（2週間程度を予定）
- (留意事項)

- ・ 規制の特例措置の提案に当たっては、上述の添付資料(2点)が必要。
- ・ 規制の特例措置の提案内容(添付資料を含む)は、補助金選定の際の評価対象となること。

(2) 平成25年度の特定政策課題に係る規制の特例措置と特定地域再生事業

- 9月13日 規制の特例措置の事前相談開始
- 10月 規制の特例措置の提案受付（1ヶ月間を予定）
- 12月末～翌年1月頃 平成25年度補助金受付（2～3週間程度を予定）
- 1月下旬～2月中旬 特定地域再生計画の受付（2～3週間程度を予定）

(留意事項)

- ・ 規制の特例措置の提案に当たっては、上述の添付資料(2点)が必要。
- ・ 規制の特例措置の提案内容(添付資料を含む)は、補助金選定の際の評価対象となること。

【本件に関する問合せ先】

内閣官房 地域活性化統合事務局

構造改革特区担当(西・板持)

[電話] 03-5510-2468

地域再生担当(肥田・椎葉)

[電話] 03-5510-2475

1. 特定地域再生事業

特定政策課題の設定

特定政策課題: 地方公共団体が地域再生を図るために特に重点的に取り組むことが必要な政策課題として政令で定めるもの

- 地域における少子高齢化の進展に対応した良好な居住環境の形成
(医療・福祉・子育て等の一体的整備、郊外住宅団地再生、限界集落対策)
- 地域における未利用の又は利用の程度の低い資源を有効に活用した新たな事業の創出
(農林漁業の6次産業化、エコタウン)

特定地域再生事業を記載した地域再生計画の認定

地方公共団体は、特定政策課題の解決に資する特定地域再生事業を記載した地域再生計画を作成し、内閣総理大臣に認定を申請

特定地域再生事業を記載した地域再生計画のイメージ



認定地域再生計画に基づく特定地域再生事業に対する特別の措置

- ・民間事業者への融資に関する特定地域再生支援利子補給金の支給
- ・社会福祉の増進等に取り組む株式会社への出資に係る課税の特例(株式譲渡益からの控除)
- ・公共施設等の除却に要する経費を地方債の起債対象とする地方債の特例
- ・その他、特定地域再生事業費補助金を予算措置

2. 提案募集の法定化

特定地域再生のための提案募集を明確に位置づけ

- 地方公共団体等からの提案の活性化
- 地域のニーズを踏まえた支援策の充実

3. 地域再生推進法人の指定制度の創設

地域再生に取り組む非営利法人を地域再生推進法人として地方公共団体の長が指定

- コミュニティ再生等のノウハウを蓄積したNPO等と連携した特定地域再生事業の推進

事業概要・目的

○目的：「日本再生のための戦略に向けて」（平成23年8月5日閣議決定）に示された成長型長寿社会・地域再生の実現に向けた課題等、我が国の経済社会にとって共通の特定の政策課題の解決に資する地域再生計画の策定・事業の実施を支援するもの。

① 特定地域再生計画策定事業

○概要：特定の政策課題の解決に資する地域再生計画を策定しようとする地方公共団体が、地域の将来像や課題の解決のための取組について住民や関係団体との合意形成を図るため、調査等を実施する場合に補助金を交付。

○対象：地方公共団体

○補助率：全額補助（10,000千円を限度）

② 特定地域再生計画推進事業

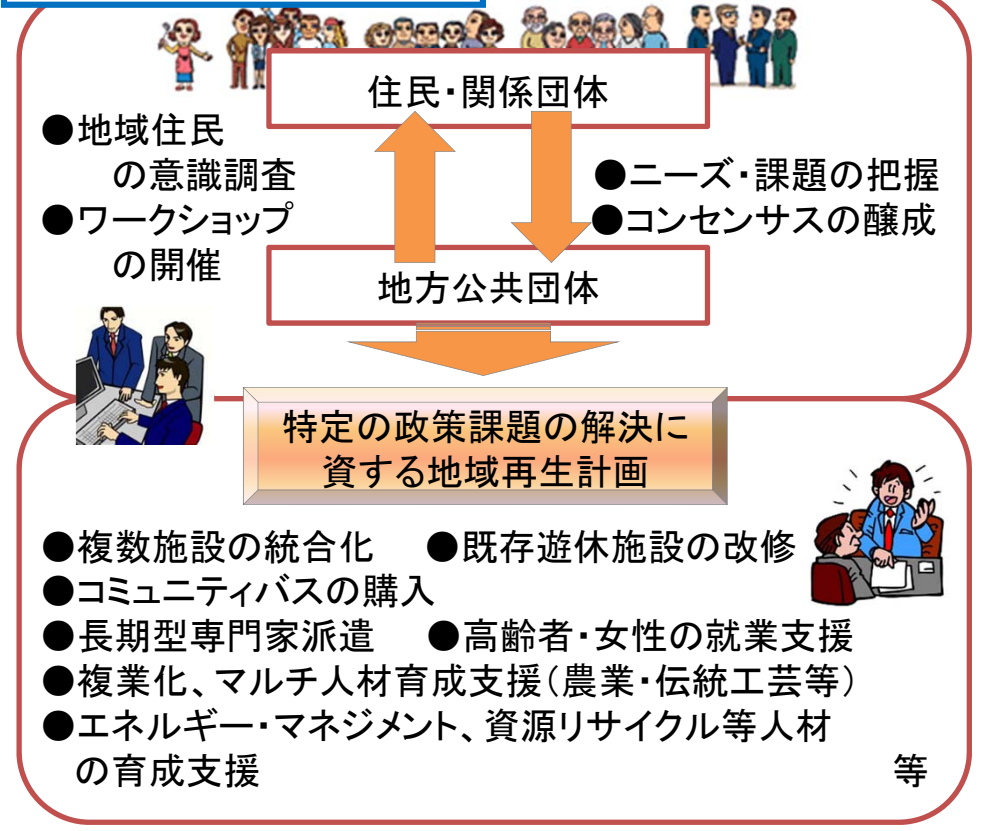
○概要：地方公共団体、公共的団体、NPO・一般社団法人等のうち地域再生推進法人として指定された者が、特定の政策課題の解決に資する地域再生計画に記載された事業を実施する場合に補助金を交付。

○対象：地方公共団体、地域再生推進法人 等

○補助率：1/2

※既存の補助制度等でカバーできていない事業に対して、隙間をうめる補助を行う。

事業イメージ・具体例



期待される効果

○我が国の経済社会にとって共通の特定の政策課題の解決に資する地域再生計画に基づく取組が推進されることにより、震災の被災地域をはじめとする地方において地域再生の戦略的な取組が強化され、我が国全体の成長につながっていくことが期待されます。